（地域医療構想推進室）

第十二条　地域医療計画課に、地域医療構想推進室を置く。

2　地域医療構想推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域における保健医療に係る計画に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。

二　へき地医療体制の整備に関すること。

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院に関すること。

四　医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院に関すること。

3　地域医療構想推進室に、室長を置く。

（看護サービス推進室）

第十二条の二　医療経営改革課に、看護サービス推進室を置く。

2　看護サービス推進室は、医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（保健師、助産師、看護師及び准看護師に関することに限る。）をつかさどる。

3　看護サービス推進室に、室長を置く。

（国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　医療機構運営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

（看護職員確保対策官）

第十五条　看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。

（削る）

2　看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに医療経営改革課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官）

第十六条　医薬産業振興企画課に、創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官一人を置く。

2～6　（略）

（労働保険徴収業務室）

第三十三条　（略）

2　労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収の用に供する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（医療安全推進・医務指導室）

第十二条　地域医療計画課に、医療安全推進・医務指導室を置く。

2　医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。

二　特定機能病院に関すること。

三　医療監視員に関すること。

四　病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

3　医療安全推進・医務指導室に、室長を置く。

（新設）

（国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

（看護サービス推進室及び看護職員確保対策官）

第十五条　看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。

2　看護サービス推進室は、保健師、助産師、看護師及び准看護師による看護サービスの向上に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　看護サービス推進室に、室長を置く。

4　看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官）

第十六条　医薬産業振興・医療情報企画課に、創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官一人を置く。

2～6　（略）

（労働保険徴収業務室）

第三十三条　（略）

2　労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3　（略）